

第 208 回 浜田市教育委員会定例会

日 時： 令和 4 年 10 月 27 日（木）13 時 30 分から

場 所： 浜田市役所本庁 4 階講堂 AB

出席者： 岡田教育長 宇津委員 花田委員 杉野本委員 岡山委員

事務局： 森脇部長 草刈課長 松山担当課長 山口課長 永田担当課長

鳥居室長 石原分室長 (書記 日ノ原係長 川村主任主事)

1 教育長報告

2 議題

(1) 浜田市立学校の職員の服務規則の一部を改正する規則について

..... 資料 1

3 部長、課長等報告事項

(1) 教育部長

..... 資料 2

(2) 教育総務課長

..... 資料 3

(3) 教育総務課幼児教育担当課長

..... 資料 4

(4) 学校教育課長

..... 資料 5

(5) 学校教育課社会教育担当課長

..... 資料 6

(6) 学力向上推進室長

..... 資料 7、8

(7) 三隅分室長

..... 資料 9

4 その他

(1) 職務代理者の指名

(2) その他

※次回定例会日程 令和4年11月22日(火)13時30分から
場所：浜田市役所本庁4階講堂AB

※次々回定例会日程 令和4年12月 日() 時 分から

第208回浜田市教育委員会定例会・教育長報告

令和4年10月27日

月日	内容
9月28日 (水)	浜田市中学校駅伝大会 (石見海浜公園) 総務文教委員会 校長会要望対応
9月29日 (木)	9月議会閉会 (表決、全員協議会) 定例課長会議
10月1日 (土)	市民清掃ボランティア・デイ (浜田漁港周辺) 運動会 (長浜幼稚園、石見幼稚園) 浜田市美術展表彰式 (世界こども美術館)
10月2日 (日)	浜田市総合スポーツ大会開会式 (県立体育館)
10月3日 (月)	市職員辞令交付式、教育委員会辞令交付式 浜田市表彰・表彰式 (全員協議会室)
10月5日 (水)	校長会 (中央図書館)
10月7日 (金)	浜田市新人戦 (バスケットボール、バレーボール、卓球)
10月8日 (土)	浜田市新人戦 (柔道、野球、テニス)、ジュニア陸上 (浜田市陸上競技場)
10月9日 (日)	令和4年浜田市成人式 (石央文化ホール)
10月11日 (火)	石見地区新人戦 (体操) 行財政改革推進本部会議 弥栄地域協議会 (弥栄会館)
10月12日 (水)	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会 (講堂)
10月13日 (木)	教育委員による幼稚園訪問 (石見幼・長浜幼・美川幼)
10月14日 (金)	浜田市資料館運営協議会 (中央図書館) 浜田市文化財審議会 (中央図書館)
10月15日 (土)	石本正日本画大賞受賞式 (石正美術館)
10月18日 (火)	浜田市総合振興計画審議会 (講堂)
10月19日 (水)	小学校体操大会 (県立体育館)
10月21日 (金)	三市三町教育長会議・学力育成会議 (江津市役所)
10月22日 (土)	市民芸術文化祭オープニングセレモニー (石央文化ホール)
10月23日 (日)	市民憲章推進大会 (浜田まちづくりセンター)
10月24日 (月)	金城地域協議会 (みどり会館)
10月25日 (火)	三隅地域協議会 (三隅支所)
10月26日 (水)	島根県へき地教育研究大会 (弥栄小、弥栄中、波佐小) 行財政改革推進本部幹事会 はまだ灯2022 (県立大学)
10月27日 (木)	教育委員会ボランティア表彰 (美川小：子ども見守り隊・石津公雄隊長) 教育委員会定例会 (講堂)

新規・改正規程概要説明資料

担当課名称 学校教育課

1	区 分	新規・ 改正 ・廃止	規則 ・告示・訓令
2	題 名	浜田市立学校の職員の服務規則の一部を改正する規則	
3	目的・理由	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）が改正されたため、「市（町村）立小・中学校等の教職員の服務規則（例）」（以下「規則（例）」という。）に照らして所要の改正を行うもの。</p> <p>また、本規則のうち、軽微な変更として改正手続きを保留していたもの及び規則（例）に照らして改正が必要な条文等について所要の改正を行うもの。</p>	
4	概 要	<p>1 育児休業の取扱いに関する改正</p> <p>(1) 育児休業の請求期限を変更する。（第18条）</p> <p>ア 変更前 すべて1月前まで</p> <p>イ 変更後 子の出生後8週間以内を取得する育児休業（以下「産後パパ育休」という。）の場合は2週間前まで</p> <p>(2) 育児休業の取得回数について、産後パパ育休を別として、原則2回まで（従来1回まで）取得可能となることに伴い、再度の育児休業を取得する場合に従来求めている育児休業等計画書（様式第12号）の提出を不要とする。（第18条第2項）</p> <p>(3) 上記(2)及び会計年度任用職員の育児休業取得に関連して、育児休業承認請求書（様式第11号）を改正する。</p> <p>(4) 上記(2)に伴い、育児短時間勤務の申出に必要な書類として育児短期間勤務計画書（様式第16号の2）を新設する。（第20条第2項）</p> <p style="text-align: right;">（次ページへ）</p>	

4	概 要	<p>2 軽微な変更として改正手続きを保留していたもの及び「市（町村）立小・中学校等の教職員の服務規則（例）」に照らして改正が必要なものに関する改正</p> <p>(1) 会計年度任用職員に関する規定の追加（第 2 条、第 45 条及び第 46 条）</p> <p>(2) 所属長の面前での宣誓書への署名の廃止（第 4 条）</p> <p>(3) 自己啓発休業及び配偶者同行休業の承認手続きに係る準用規程の追加（第 28 条）</p> <p>(4) 字句の修正</p> <p>第 19 条「育児休業等法」を「育児休業法」に改める。</p>
5	施行期日等	<p>公布の日</p> <p>（ただし、改正後の規定は、令和 4 年 10 月 1 日から適用）</p>

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育職員 校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。） <u>第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) 職員 教育職員及び事務職員（常時勤務の者及び <u>法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>以下同じ。）をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>（服務の宣誓）</p> <p>第 4 条 新たに職員となった者は、浜田市職員の服務の宣誓に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 43 号）第 2 条の規定により <u>所属長の面前において宣誓書に署名しなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p>（深夜勤務又は時間外勤務の制限の請求手続等）</p> <p>第 7 条 職員は、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号。以下「給与等条例」という。）第 22 条の 9 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限の請求又は同条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）若しくは第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限の請求をする場合は、</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育職員 校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）<u>第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用の職を占める者（以下「会計年度任用職員」という。）並びに同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) 職員 教育職員及び事務職員（常時勤務の者及び<u>会計年度任用職員並びに</u>法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。）をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>（服務の宣誓）</p> <p>第 4 条 新たに職員となった者は、浜田市職員の服務の宣誓に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 43 号）第 2 条の規定により <u>宣誓書を浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p>（深夜勤務又は時間外勤務の制限の請求手続等）</p> <p>第 7 条 職員は、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号。以下「給与等条例」という。）第 22 条の 9 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限の請求又は同条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）若しくは第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限の請求をする場合は、</p>

現行	改正後（案）
<p>深夜勤務・時間外勤務制限請求書（様式第 3 号）を所属長を経由して、<u>浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>に提出しなければならない。</p>	<p>深夜勤務・時間外勤務制限請求書（様式第 3 号）を所属長を経由して、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p>
<p>2 〔略〕 （育児休業）</p>	<p>2 〔略〕 （育児休業）</p>
<p>第 18 条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）に規定する育児休業をしようとする場合は、育児休業承認請求書（様式第 11 号）に所要事項を記載し、休業しようとする日の 1 月 _____ 前までに所属長及び教育長を経由して、島根県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>第 18 条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）に規定する育児休業をしようとする場合は、育児休業承認請求書（様式第 11 号）に所要事項を記載し、休業しようとする日の 1 月 <u>（次の各号に掲げる場合は、2 週間）</u> 前までに所属長及び教育長を経由して、島根県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に提出しなければならない。</p>
<p>〔新設〕</p>	<p><u>(1) 当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号。以下「育児休業条例」という。）第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u></p>
<p>〔新設〕</p>	<p><u>(2) 育児休業条例第 2 条の 2 の 2 第 3 号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の 1 歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（同号に規定する地方等育児休業をいう。以下同じ）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の 1 歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合</u></p>

現行	改正後（案）
<p data-bbox="152 194 248 228">〔新設〕</p> <p data-bbox="103 343 1122 619">2 <u>職員は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第3条第5号に規定する事情により再度の育児休業をしようとする場合は、育児休業承認請求書（様式第11号）に育児休業等計画書（様式第12号）を添えて、最初に休業しようとする日の1月前までに所属長及び教育長を経由して、県教育長に提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="103 1072 1122 1302">3 <u>職員は、育児休業の承認を受けた後、更に育児休業の期間を延長しようとする場合は、育児休業期間延長承認請求書（様式第13号）に所要事項を記載し、当該育児休業承認期間満了の日の1月前までに所属長及び教育長を経由して、県教育長に提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="152 1316 315 1350">（部分休業）</p> <p data-bbox="103 1364 1122 1444">第19条 職員は、<u>育児休業等法</u>に規定する部分休業をしようとする場合は、部分休業承認請求書（様式第14号）に所要事項を記載し、所</p>	<p data-bbox="1182 194 2168 327"><u>(3) 育児休業条例第2条の2の3の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合</u></p> <p data-bbox="1149 343 2168 715">2 <u>職員は、前項に規定する育児休業の承認を受けた後、更に育児休業の期間を延長しようとする場合は、育児休業期間延長承認請求書（様式第13号）に所要事項を記載し、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次の各号に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに所属長及び教育長を経由して、県教育長に提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1182 730 2168 863"><u>(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）</u></p> <p data-bbox="1182 879 2168 959"><u>(2) 育児休業条例第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業</u></p> <p data-bbox="1182 975 2168 1054"><u>(3) 育児休業条例第2条の2の3の規定に該当してしている育児休業</u></p> <p data-bbox="1198 1072 1294 1106">〔削る〕</p> <p data-bbox="1198 1316 1361 1350">（部分休業）</p> <p data-bbox="1149 1364 2168 1444">第19条 職員は、<u>育児休業法</u>に規定する部分休業をしようとする場合は、部分休業承認請求書（様式第14号）に所要事項を記載し、所</p>

現行	改正後（案）			
<p>属長を経由して教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 〔略〕 （育児短時間勤務）</p> <p>第 20 条 〔略〕</p> <p>2 職員は、育児休業条例第 9 条第 6 号に規定する申出をする場合は、育児短時間勤務承認請求書（様式第 16 号）に育児休業等計画書（様式第 12 号）を添えて、所属長及び教育長を経由して、県教育長に提出しなければならない。</p> <p>3 〔略〕 （大学院修学休業に伴う職務復帰）</p> <p>第 28 条 〔略〕 〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>属長を経由して教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 〔略〕 （育児短時間勤務）</p> <p>第 20 条 〔略〕</p> <p>2 職員は、育児休業条例第 9 条第 6 号に規定する申出をする場合は、育児短時間勤務承認請求書（様式第 16 号）に育児短時間勤務計画書（様式第 16 号の 2）を添えて、所属長及び教育長を経由して、県教育長に提出しなければならない。</p> <p>3 〔略〕 （大学院修学休業に伴う職務復帰）</p> <p>第 28 条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定は、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認を受けた職員の場合について準用する。 <u>（適用除外）</u></p> <p>第 45 条 第 4 条、第 10 条第 2 項、第 15 条第 4 項、第 15 条の 2 第 3 項、第 19 条第 2 項、第 29 条、第 30 条及び第 35 条第 2 項の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 第 4 条の規定は、臨時的任用職員（法第 22 条の 3 第 1 項その他の法令の規定により常時勤務に服することを要する地方公務員の代替として臨時的に任用された職員をいう。）には適用しない。 <u>（特例）</u></p> <p>第 46 条 会計年度任用職員についてこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規則中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1151 1374 1290 1449">第 8 条</td> <td data-bbox="1290 1374 1729 1449">給与等条例第 22 条の 10 に</td> <td data-bbox="1729 1374 2168 1449">会計年度任用職員の勤務時</td> </tr> </table>	第 8 条	給与等条例第 22 条の 10 に	会計年度任用職員の勤務時
第 8 条	給与等条例第 22 条の 10 に	会計年度任用職員の勤務時		

現行	改正後（案）		
		より県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 31 年島根県条例第 36 号。以下「教職員の休日休暇条例」という。）第 6 条	間、休暇に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第 6 号。以下「会計年度勤務時間等規則」という。）第 4 条
	第 9 条	教職員の休日休暇条例第 7 条	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 12 号
	第 10 条	教職員の休日休暇条例第 8 条	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 13 号
	第 11 条	教職員の休日休暇条例第 8 条の 2	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 1 項第 8 号
	第 12 条	教職員の休日休暇条例第 9 条	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 8 号
	第 13 条	教職員の休日休暇条例第 10 条	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 1 項第 12 号及び第 13 号
	第 14 条	教職員の休日休暇条例第 11 条	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 1 項第 6 号及び第 7 号
	第 15 条 第 1 項	県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和 31 年島根県人事委	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 6 号の規定によりその例によることとされ

現行	改正後（案）		
		員会規則第 11 号。以下「教職員の休日休暇規則」という。）第 4 条第 3 項	る職員の休日及び休暇に関する規則（昭和 27 年島根県人事委員会規則第 4 号。以下「休日休暇規則」という。）第 4 条第 3 項
		教職員の休日休暇条例第 12 条第 1 項	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 6 号
	第 15 条第 2 項	教職員の休日休暇規則第 4 条第 5 項	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 6 号の規定によりその例によることとされる休日休暇規則第 4 条第 5 項
	第 15 条の 2 第 1 項	教職員の休日休暇条例第 12 条の 2 第 1 項	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 7 号
	第 16 条	教職員の休日休暇規則第 3 条	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで、第 8 号から第 11 号まで、第 14 号及び第 15 号並びに第 2 項第 9 号及び第 14 号
		同条の表第 14 号の 2 に該当する休暇を受けようとする	同条の表第 14 号の 2 に該当する休暇を受けようとする

現行	改正後（案）	
<p>(その他)</p> <p>第45条 [略]</p>	<p>ときは要介護者の状態等申出書（様式第10号）を、同条の表第16号に該当する休暇を受けようとするときは当該休暇願簿にボランティア活動計画書（様式第10号の2）</p>	<p>ときは要介護者の状態等申出書（様式第10号）</p>
	<p>第24条 承認した私傷病休暇の期間が満了する日の1月前までに</p>	<p>承認した私傷病休暇の日数の範囲内の期間が満了するまでに</p>
<p>(その他)</p> <p>第47条 [略]</p> <p>附 則（令和●年●月●日教委規則第●号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の浜田市立学校の職員の服務規則の規定は、令和4年10月1日から適用する。</p>		

育児休業承認請求書		
		年 月 日
島根県教育委員会教育長 様		
請求者		所属 職名 氏名
		(印)
下記のとおり育児休業の承認を請求します。		
1 請求に係る子		
氏名		
続柄等		
生年月日		
2 請求内容		
区分	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業
請求期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
再度の育児休業が必要な事情	/	
既に育児休業した期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
3 備考		

- 注
- 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること（再度の育児休業の請求の場合は不要）。
 - 2 子の出生前に請求する場合には、「2 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - 3 「3 備考」欄には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、教職員（当該期間内に産後休暇（県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）第10条第2号又は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）第6条第2項第2号に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった教職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
 - 4 該当する口にはレ印を記入すること。

育児休業承認請求書	
年 月 日	
島根県教育委員会教育長 様	
請求者 所属 職 名 氏 名	
下記のとおり育児休業の承認を請求します。	
1 請求に係る子	氏 名 続 柄 等 生 年 月 日
2 請求内容	<input type="checkbox"/> <u>育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。）</u> <input type="checkbox"/> <u>同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>※3回目以降の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）</u> 、 <u>非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入</u> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで <u>※再度任用があった場合における再度任用後の請求期間</u> 年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで
5 配偶者	氏 名 育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
6 備考	

- 注1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること（2回目以降の育児休業の請求の場合は不要）。
- 2 「2 請求内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号。以下「条例」という。）第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の2の3の規定に該当してする育児休業をいう（5において同じ。）。
- 3 子の出生前に請求する場合には、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 非常勤職員のうち、再度の任用があった場合に、現任期の末日を超えて育児休業をしようとする者は、「3 請求期間」欄の上段に現任期における請求期間を記載し、同欄の下段に再度任用があった場合における再度任用後の請求期間を記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- 7 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第16号の2

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書			
年 月 日			
島根県教育委員会教育長 様			
請求者		所 属	
職 名		氏 名	
職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）第9条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。			
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再 度 の 請 求 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 備 考			

- 注1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

浜田市立学校の職員の服務規則の一部を改正する規則

浜田市立学校の職員の服務規則(平成 17 年浜田市教育委員会規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「いう。)」の次に「第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用の職を占める者(以下「会計年度任用職員」という。)並びに同法」を加え、同条第 2 号中「者及び」の次に「会計年度任用職員並びに」を加える。

第 4 条中「所属長の面前において宣誓書に署名しなければ」を「宣誓書を浜田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければ」に改める。

第 7 条第 1 項中「浜田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「教育委員会」に改める。

第 18 条第 1 項中「1 月」の次に「(次の各号に掲げる場合は、2 週間)」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年島根県条例第 9 号。以下「育児休業条例」という。)第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
 - (2) 育児休業条例第 2 条の 2 の 2 第 3 号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の 1 歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業(同号に規定する地方等育児休業をいう。以下同じ。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の 1 歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合
 - (3) 育児休業条例第 2 条の 2 の 3 の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の 1 歳 6 か月到達日以前の日である場合
- 第 18 条第 2 項を次のように改める。
- 2 職員は、前項に規定する育児休業の承認を受けた後、更に育児休業の期間を延長しようとする場合は、育児休業期間延長承認請求書(様式第 13 号)に所要事項を記載し、育児休業条例第 3 条第 7 号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児

休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次の各号に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに所属長及び教育長を経由して、県教育長に提出しなければならない。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 育児休業条例第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 育児休業条例第2条の2の3の規定に該当してしている育児休業第18条第3項を削る。

第19条第1項中「育児休業等法」を「育児休業法」に改める。

第20条第2項中「育児休業等計画書（様式第12号）」を「育児短時間勤務計画書（様式第16号の2）」に改める。

第28条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認を受けた職員の場合について準用する。

第45条を第47条とし、第44条の次に次の2条を加える。

（適用除外）

第45条 第4条、第10条第2項、第15条第4項、第15条の2第3項、第19条第2項、第29条、第30条及び第35条第2項の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第4条の規定は、臨時的任用職員（法第22条の3第1項その他の法令の規定により常時勤務に服することを要する地方公務員の代替として臨時的に任用された職員をいう。）には適用しない。

（特例）

第46条 会計年度任用職員についてこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条	給与等条例第22条の10により県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号。以下「教職員の休日休暇条	会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号。以下「会計年度勤務時間等規則」という。）第4条
-----	----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

	例」という。) 第 6 条	
第 9 条	教職員の休日休暇条例第 7 条	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 12 号
第 10 条	教職員の休日休暇条例第 8 条	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 13 号
第 11 条	教職員の休日休暇条例第 8 条の 2	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 1 項第 8 号
第 12 条	教職員の休日休暇条例第 9 条	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 8 号
第 13 条	教職員の休日休暇条例第 10 条	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 1 項第 12 号及び第 13 号
第 14 条	教職員の休日休暇条例第 11 条	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 1 項第 6 号及び第 7 号
第 15 条 第 1 項	県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和 31 年島根県人事委員会規則第 11 号。以下「教職員の休日休暇規則」という。) 第 4 条第 3 項	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 6 号の規定によりその例によることとされる職員の休日及び休暇に関する規則(昭和 27 年島根県人事委員会規則第 4 号。以下「休日休暇規則」という。) 第 4 条第 3 項
	教職員の休日休暇条例第 12 条第 1 項	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 6 号
第 15 条 第 2 項	教職員の休日休暇規則第 4 条第 5 項	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 6 号の規定によりその例によることとされる休日休暇規則第 4 条第 5 項
第 15 条 の 2 第 1 項	教職員の休日休暇条例第 12 条の 2 第 1 項	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 2 項第 7 号
第 16 条	教職員の休日休暇規則第 3 条	会計年度勤務時間等規則第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで、第 8 号から第 11 号まで、第 14 号及び第 15 号並びに第 2

		項第 9 号及び第 14 号
	同条の表第 14 号の 2 に該当する休暇を受けようとするときは要介護者の状態等申出書(様式第 10 号)を、同条の表第 16 号に該当する休暇を受けようとするときは当該休暇願簿にボランティア活動計画書(様式第 10 号の 2)	同条の表第 14 号の 2 に該当する休暇を受けようとするときは要介護者の状態等申出書(様式第 10 号)
第 24 条	承認した私傷病休暇の期間が満了する日の 1 月前までに	承認した私傷病休暇の日数の範囲内の期間が満了するまでに

様式第 11 号及び様式第 12 号を次のように改める。

様式第 16 号の次に次の 1 様式を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の浜田市立学校の職員の服務規則の規定は、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

様式 略

令和4年12月会議日程(案)

	期間	日程案	会場	開始時間等	備考	
10月	31日 (月)	総務文教委員会	全員協議会室	10時～		
11月	1日 (火)	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～		
	2日 (水)	産業建設委員会	全員協議会室	10時～		
	3日 (木)					
	4日 (金)					
	5日 (土)					
	6日 (日)					
	7日 (月)					
	8日 (火)					
	9日 (水)					
	10日 (木)					
	11日 (金)	全員協議会	議場	13時～		
	12日 (土)					
	13日 (日)					
	14日 (月)					
	15日 (火)					
	16日 (水)					
	17日 (木)	請願・陳情・意見書・決議書締切			【締切】 13時	
	18日 (金)					
	19日 (土)					
	20日 (日)					
21日 (月)	個人一般質問通告書メール、FAX受付締切			【締切】 11時		
22日 (火)	個人一般質問締切			【締切】 11時		
23日 (水)						
24日 (木)	議会運営委員会 議会広報広聴委員会	全員協議会室 全員協議会室	10時～ 13時30分～			
25日 (金)						
26日 (土)						
27日 (日)						
28日 (月)						
29日 (火)	個人一般質問説明用パネル提出締切			【締切】 12時		
30日 (水)						
12月	1日 (木)	1 開会 提案説明 全員協議会 総務文教委員会 福祉環境委員会 産業建設委員会	議場 議場 第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後		
	2日 (金)	2 個人一般質問		10時～		
	3日 (土)	3				
	4日 (日)	4				
	5日 (月)	5 個人一般質問	議場	10時～		
	6日 (火)	6 個人一般質問	議場	10時～		
	7日 (水)	7 個人一般質問	議場	10時～		
	8日 (木)	8 議案質疑	議場	10時～		
	9日 (金)	9 総務文教委員会	全員協議会室	10時～		
	10日 (土)	10				
	11日 (日)	11				
	12日 (月)	12 福祉環境委員会	全員協議会室	10時～		
	13日 (火)	13 産業建設委員会	全員協議会室	10時～		
	14日 (水)	14 予算決算委員会 (12月補正審査)	議場	10時～		
	15日 (木)	15 予算決算委員会 (予備) 討論通告期限	議場	10時～ 【締切】 17時		
	16日 (金)	16 休会 対抗討論通告期限		【締切】 13時		
	17日 (土)	17				
	18日 (日)	18				
	19日 (月)	19 委員長報告 採決 全員協議会 議会運営委員会	議場 議場 全員協議会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後		

行事等予定表

10月27日 ~ 11月30日

月日	曜日	開始 ~ 終了	内 容	場 所	担当課	教育委員	備 考
9月15日~3月15日		~	「清流の画人・梅津玉洲展」	浜田郷土資料館	文化スポーツ課		
10月8日~2月5日		~	企画展 第二次幕長戦争と浜田	浜田城資料館	文化スポーツ課		
10月15日~1月15日		~	鏡の不思議展	世界こども美術館	文化スポーツ課		
10月28日~		~	幼・小・中 学習発表会（文化祭）	各幼・小・中学校	学校教育課		資料5
11月1日	(火)	13:30 ~ 16:30	調べる学習コンクール審査会	中央図書館	学力向上推進室		
11月3、26日		~	第14回 セントラル杯 浜田市スポーツ少年団野球大会	浜田市野球場	文化スポーツ課		
11月3日~12月25日		~	「石本正 私の画鏡」	石正美術館	文化スポーツ課		
11月6日	(日)	13:30 ~	「及川浩治ピアノリサイタル」	石央文化ホール	文化スポーツ課		
11月12日	(土)	10:00 ~	しまね映画祭出前上映会in旭町	和田まちづくりセンター	文化スポーツ課		
		13:30 ~					
11月19日	(土)	13:30 ~ 15:30	第32回三隅地域「人権を考える」集い	浜田市三隅中央会館	三隅分室		資料9
11月22日	(火)	13:30 ~	第209回教育委員会定例会	本庁4階講堂	教育総務課	○	
11月23日	(水)	8:00 ~ 12:00	軽スポーツのつどい	三階小学校	文化スポーツ課		
11月23日	(水)	10:00 ~	しまね映画祭	石央文化ホール	文化スポーツ課		
		14:30 ~					
11月26、27日		9:00 ~ 12:00	原井幼稚園の閉園に向けた園舎の一般開放	原井幼稚園	教育総務課		資料4
		~					
		~					
		~					

原井幼稚園の閉園に向けた園舎の一般開放について

令和 5 年 3 月の原井幼稚園（現在休園中）の閉園に先立ち、下記のとおり園舎を一般開放します。

なお、原井幼稚園以外（石見・長浜・美川）については、令和 4 年 8 月 14 日、15 日に実施済みです。

1 一般開放日

令和 4 年 11 月 26 日（土）、27 日（日）9：00～12：00

2 内容

思い出の写真、文集等を展示予定。

令和4年10月27日
定例教育委員会議資料
学校教育課

令和4年度学習発表会等日程

学校名		学習発表会(文化祭)		備考
小学校	原井小	11月12日(土)	8:35~11:50	入場制限なし
	雲雀丘小	実施なし		
	松原小	実施なし		
	石見小	実施なし		
	美川小	実施なし		
	周布小	実施なし		
	長浜小	11月23日(火)	8:30~11:25	入場制限(家族のみ)
	国府小	11月18日(金)	8:40~14:40	入場制限なし
	三階小	実施なし		
	雲城小	11月19日(土)	8:30~11:10	入場制限(家族のみ)
	今福小	11月19日(土)	9:00~11:15	入場制限は検討中
	波佐小	11月12日(土)	9:00~11:35	入場制限(家族のみ)
	旭小	2月18日(土)	未定	
	弥栄小	11月3日(木)	9:20~11:00	入場制限(家族のみ)
	三隅小	実施なし		
岡見小	2月18日(土)	未定		
中学校	一中	10月28日(金)	12:45~15:30	入場制限(家族のみ)
	二中	11月3日(木)	10:00~12:10	入場制限(家族のみ)
	三中	10月29日(土)	12:30~15:20	入場制限(家族のみ)
	四中	11月3日(木)	8:40~12:00	入場制限なし
	浜田東中	11月4日(金)	13:40~15:50	入場制限(家族のみ)
	金城中	10月29日(土)	8:45~11:45	入場制限(家族のみ)
	旭中	10月29日(土)	9:00~12:00	入場制限(家族・来賓のみ)
	弥栄中	11月5日(土)	8:30~12:00	入場制限(家族・地域指導関係者のみ)
	三隅中	11月3日(土)	9:30~12:00	入場制限(家族のみ)
幼稚園	石見幼	12月10日(土)	9:20~11:20	入場制限(家族のみ)
	長浜幼	12月10日(土)	9:15~11:30	入場制限(家族のみ)
	美川幼	12月3日(土)	9:15~11:00	入場制限(家族のみ)

※ 事情により日時等の変更の可能性がありますことをご了承ください。

令和 4 年 10 月 27 日
教育委員会定例会
学 校 教 育 課

令和 4 年浜田市成人式（延期分）の開催について

延期した令和 4 年浜田市成人式（令和 4 年 1 月 9 日（日））について、次のとおり開催しましたので報告します。

なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底するとともに、式典への参加を原則事前申込制とした上で、前回に引き続いて式典内容を縮小し、短時間での開催としました。

1 令和 4 年浜田市成人式

- (1) 日 時 令和 4 年 10 月 9 日（日） 13 時 30 分～14 時 00 分
- (2) 場 所 石央文化ホール 大ホール（浜田市黒川町 4175）
- (3) 対象者数 484 人（平成 29 年 3 月浜田市内中学校卒業生）
- (4) 出席者数 237 人〔出席率：49.0%〕

【過去 3 年間の出席者数及び出席率について】

令和 3 年：258 人／467 人（55.2%）※開催 1 年延期

令和 2 年：378 人／468 人（80.8%）

平成 31 年：365 人／478 人（76.4%）



新成人代表（佐々木 友也：浜田市職員）
（柿田 ももね：大学生）

令和 5 年浜田市二十歳の集いの開催について

令和 4 年 4 月から成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられましたが、浜田市では、引き続き 20 歳を迎える方を対象とした式典を開催することとし、名称を「成人式」から「二十歳の集い」に変更し、次のとおり開催予定です。

1 令和 5 年浜田市二十歳の集い

- (1) 日 時 令和 5 年 1 月 3 日（火） 13 時 30 分～14 時 00 分
- (2) 場 所 石央文化ホール 大ホール（浜田市黒川町 4175）

令和4年10月27日
教育委員会定例会資料
学力向上推進室

令和5年度 浜田市小・中学校学級編制基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条の規定による、令和5年度における公立小・中学校の学級編制の基準を次のように定める。

ただし、児童又は生徒の実態を考慮して、特に必要があると認める場合（※）は、この限りではない。

学級編制の区分		学校種別	小学校	中学校
単式学級	第1学年	35人	35人	40人
	第2学年			
	第3学年			
	第4学年	40人	40人	40人
	第5学年			
	第6学年			
2個学年 複式学級	第1学年の児童生徒を 含む場合	8人	8人	8人
	第1学年の児童生徒を 含まない場合	16人		
特別支援学級			8人	8人

（注）

- 1 「単式学級」とは、同学年の児童又は生徒で編制する学級をいうこと。
- 2 「2個学年複式学級」とは、引き続き2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいうこと。
- 3 中学校においては、特別支援学級を除きすべて「単式学級」として編制すること。
- 4 小学校における「2個学年複式学級」は、第1・2学年、第3・4学年、第5・6学年の組合せで編制すること。
- 5 （※）特に必要があると認める場合とは、
 - ① 島根県小・中学校少人数学級編制（小学校第1学年）に基づき、30人学級編制を実施する場合。
 - ② 島根県小・中学校少人数学級編制（小学校第2学年）に基づき、32人学級編制を実施する場合。
 - ③ 島根県小・中学校少人数学級編制（小学校第5学年、第6学年及び中学校第1学年）に基づき、35人学級編制を実施する場合。
 - ④ 島根県小・中学校少人数学級編制（中学校第2学年及び第3学年）に基づき、38人学級編制を実施する場合。
 - ⑤ 令和3年度と令和4年度に連続して、児童生徒が年度中途に学級編制基準を上回った学年が、令和5年度当初に令和4年度と同数の学級が見込まれることにより、予め転入を見込んだ1学級多い学級編制をする場合。

他に、以下のような場合、島根県教育委員会が配当する教員定数及び加配数で対応することを条件とし、教育委員会と学校で協議の上で決定する。

- ⑥ 概ね30人を超える学級（小学校第2学年）で複数の学級に分けて指導することが、学級経営上有効であると認める場合。
- ⑦ 概ね35人を超える学級（中学校第2学年及び第3学年）で複数の学級に分けて指導することが、学級経営上有効であると認める場合。
- ⑧ 年度途中で学級編制基準外の児童生徒数となった場合、当該学年児童生徒の実態等により、基準外で学級編制を継続することが有効であると認める場合。

令和 4 年 10 月 5 日
浜田市校長会資料
学力向上推進室

第 6 回（10 月）市校長会資料

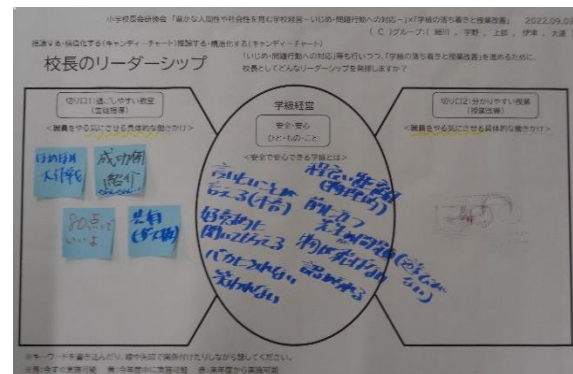
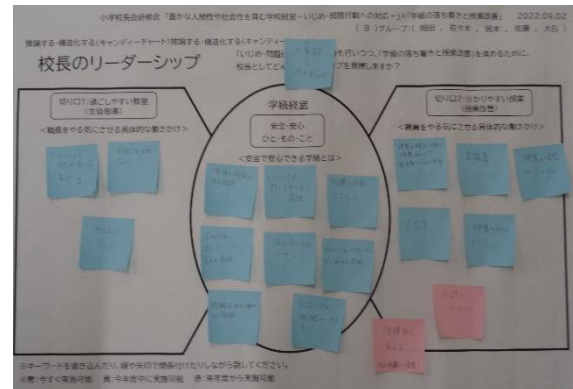
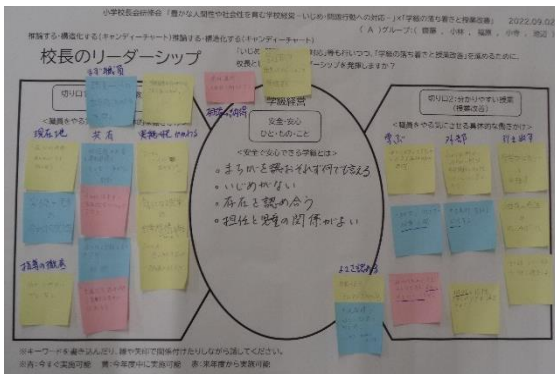
令和 4 年 10 月 5 日（水）

学力向上推進室

1 8 月開催の臨時校長会を受けて

本年度の全国学力・学習状況調査の浜田市結果を踏まえた臨時校長会を受けて、各校長先生には、各校での重点取組の具体について取組を推進していただけることと思います。

小学校長会では、午後に小学校長会研修として、話題提供の後にグループ協議、全体共有の時間を設定して継続して取り組んでいただいています。



各学校において、定期的な進捗状況確認を実施することで、効果的な取組についての校内での共有を行い、組織としての授業改善に向けた取組が充実していくように支援をお願いします。

2 協働的に問題解決するために 資料 A

初等教育資料 令和 4 年 8 月号に「算数科において協働的に問題解決するために」が掲載されています。そして、そこには、算数科だけではなく、他教科等についても共通する以下のような文章がありました。

※下線等の強調は鳥居が行っています

算数科では、協働的に問題解決する授業を実現することが求められている。

そのために学級全体をいくつかのグループに分けて話し合わせる実践がある。グループでの話し合いの様子を丁寧に見てみると、考えを伝え合っているだけで学び合っていない場合や、友達のノートを写しているだけの場合がある。

また、学級全体で話し合いを進める実践がある。ある子供の意見に対して、教師が子供たちに「分かりましたか」と聞いた後、「分かりました」と子供たちが答えたとしても、分かっていない子供のために、教師が分かりやすく説明し直す授業がある。

これらのような場合、子供たちが協働的に学び合っているとは言えないだろう。（以下略）

「おっしゃる通り!」「分かってはいるけど、どうすれば…」と思う方がほとんどでしょう。この文章の結びは「明日からの授業で何をしたらよいかのヒントとなることを期待する」です。このことにつながる記載がありますので、紹介します。

【学級全体で協働的に問題解決するために大切なこと】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 笠井健一

この中で笠井氏は、「協働的に問題解決することができる授業は、日々の授業の中で、教師と子供たちのやりとりを通して少しずつつくられる」「子供たちが協働的に学ぶことができるようになるための特効薬はないが、普段から教師が心掛けるといいと思うことはある」と述べられています。本文からこのことに関する記述を抜き出してみました。

- 教師が教えている一人一人の子供を尊敬すること。教師は、分からない子供を大切にすること。そのために、分からない子供がいることを見逃さないようにすること。教師だけが分からない子供たちを大切にすることではなく、学級の子供たち全員が大切にすることを共有すること。
- 分からない子供は何につまずいているのかについて、教師が算数の教材の本質に沿って理解していること。その分からない子供に対して、どういう説明なら理解できるのかをまず教師が知っていて、具体的に実践できること。そのとき子供が分かる対象は問題の式や答えだけではなく、式になる理由や答えを導く考え方でもあること。
- 分からない子供たちに対して分かるように説明するのは、教室にいる子供たちであることを子供たち全員が分かること。教師は、ここは考えさせる場面ではなく教える場面であるからなど、どうしてもという必要な時だけ出るようにすること。子供たちが分からない友達に説明する際、分からない子供の考えに沿ってどうすればいいのかを具体的に説明することができること。
- 算数に分かるとは、自分も同じように他の友達に説明できること。もしくは、似た問題に対して、友達の考えで実際に解くことができれば、分かったことになるということをクラスに言い続け理解させること。

一部の抜粋です。資料Aは、以下に保存しています。ご活用ください。

提出 > 9101_教育委員会 > 02_学校教育課 > 03_学力向上推進室 >
子どもの声でつくる授業 > 協働的に問題解決するために（初等教育資料）

3 浜田市 ICT 活用教育ハンドブックの一部改訂について・・・・・・・・・・資料B

令和3年度3月に浜田市 ICT 活用教育ハンドブック第2版について周知をさせてもらっています。この第2版について、資料Bのように一部改訂をしましたのでお知らせします。保存先は、以下の場所にあります。特にP41からの「(2)年度初め、年度末をはじめとした端末利用に係る年間計画」には、リンクが張ってあるので便利です。必要に応じてご活用ください。

提出 > 9101_教育委員会 > 02_学校教育課 > 03_学力向上推進室 > ICT 関係 >
浜田市 ICT 活用教育 > 4 2 版 R3 年度改訂版

算数科において協働的に問題解決するために

浜田市教育委員会 学力向上推進室

初等教育資料 令和4年8月号に「算数科において協働的に問題解決するために」が掲載されています。そして、そこには、算数科だけではなく、他教科等についても共通する以下のような文章がありました。 ※下線等の強調は鳥居が行っています

算数科では、協働的に問題解決する授業を実現することが求められている。

そのために学級全体をいくつかのグループに分けて話し合わせる実践がある。グループでの話合いの様子を丁寧に見てみると、考えを伝え合っているだけで学び合っていない場合や、友達のノートを写しているだけの場合がある。

また、学級全体で話合いを進める実践がある。ある子供の意見に対して、教師が子供たちに「分かりましたか」と聞いた後、「分かりました」と子供たちが答えたとしても、分かっていない子供のために、教師が分かりやすく説明し直す授業がある。

これらのような場合、子供たちが協働的に学び合っているとは言えないだろう。

(以下略)

「おっしゃる通り！」「分かってはいるけど、どうすれば…」と思う方がほとんどでしょう。この文章の結びは「明日からの授業で何をしたらよいかのヒントとなることを期待する」です。このことにつながる記載がありますので、紹介します。

【学級全体で協働的に問題解決するために大切なこと】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 笠井健一

この中で笠井氏は、「協働的に問題解決することができる授業は、日々の授業の中で、教師と子供たちのやりとりを通して少しずつつくられる」「子供たちが協働的に学ぶことができるようになるための特効薬はないが、普段から教師が心掛けるといいと思うことはある」と述べられています。本文からこのことに関する記述を抜き出してみました。

- 教師が教えている一人一人の子供を尊敬すること。教師は、分からない子供を大切にすること。そのために、分からない子供がいることを見逃さないようにすること。教師だけが分からない子供たちを大切にすることではなく、学級の子供たち全員が大切にすることを共有すること。
- 分からない子供は何につまずいているのかについて、教師が算数の教材の本質に沿って理解していること。その分からない子供に対して、どういう説明なら理解できるのかをまず教師が知っていて、具体的に実践できること。そのとき子供が分かる対象は問題の式や答えだけではなく、式になる理由や答えを導く考え方でもあること。
- 分からない子供たちに対して分かるように説明するのは、教室にいる子供たちであることを子供たち全員が分かること。教師は、ここは考えさせる場面ではなく教える場面であるからなど、どうしてもという必要な時だけ出るようにすること。子供たちが分からない友達に説明する際、分からない子供の考えに沿ってどうすればいいのかを具体的に説明することができること。
- 算数に分かるとは、自分も同じように他の友達に説明できること。もしくは、似た問題に対して、友達の考えで実際に解くことができれば、分かったことになるということをクラスに言い続け理解させること。

ここからは、初等教育資料に掲載されている【学級全体で協働的に問題解決するために大切なこと】を転記します。

P3の途中からは、「教師が心掛けること」を分かりやすく説明するための具体例となっています。「1 子供たちが協働的に問題解決するために教師が心掛けること」だけでも読んでいただき、今後の実践の参考にしてください。

また、初等教育資料 8月号では、以下の記述後に、実践例が紹介してあります。そして、その実践について笠井教科調査官が「この実践に学ぶ」として価値付けをしています。この記述については、P6から紹介しています。ぜひ、こちらをご覧ください。

はじめに

「学級全体で協働的に問題解決するためにはどうしたらいいですか」という質問を受けることがある。

このようなとき、質問する教師が「こういうような指導をすると子供たちが協働的に問題解決することができるようになる」といった万人に効く特効薬を欲していると私は感じる。実際、魔法の言葉「それは、どう考えたの？」と子供たち全体に問い返せばいいと思っている教師もいる。この言葉を教師が言うことは間違っていない。けれどもこの言葉だけを言えば子供たちが協働的に問題解決することができるようになるわけではない。実際に見た授業では、問い返された子供たちが自分の考えを述べるが、その考えは他の子供にうまく伝わらず、そのことを教師が再び問い返すうちに、今、実際に何を解決しようとしているのか分からなくなってしまったという授業もあった。

だから先ほどの問いに対してこう答えるのである。「指導される先生方や子供たちによって異なるので一概に言えません」「授業を見せてください。授業を見せていただき、現在の子供たちの状況に応じて、先生がすべきことについてお話いたします」と。協働的に問題解決することができる授業は、日々の授業の中で、教師と子供たちのやりとりを通して少しずつつくられるものだからである。

子供たちが協働的に学ぶことができるようになるための特効薬はないが、普段から教師が心掛けるといいと思うことはある。そこで、それらについていくつか紹介する。

1 子供たちが協働的に問題解決するために教師が心掛けること

少し長くなるがその答えを始めに書いておく。

教師が教えている一人一人の子供を尊敬すること。教師は、分からない子供を大切にすること。そのために、分からない子供がいることを見逃さないようにすること。例えば、「教室は間違うところだ」などと、教師だけが分からない子供たちを大切にするのはなく、学級の子供たち全員が大切にすることを共有すること。

次に、分からない子供は何につまずいているのかについて、教師が算数の教材の本質に沿って理解していること。その分からない子供に対して、どういう説明なら理解できるのかをまず教師が知っていて、具体的に実践できること。

そのとき子供が分かる対象は、問題の式や答えだけではなく、式になる理由や答えを導く考え方でもあること。

さらに、分からない子供が分かるようになるためにその時間頑張るのは、教師だけでなく、教室にいる子供たち全員であることを子供たち全員に分かってもらうこと。つまり、分からない子供たちに対して分かるように説明するのは、教室にいる子供たちであることを子供たち全員が分かること。教師は、ここは考えさせる場面

ではなく教える場面であるからなど、どうしてもという必要な時だけ出るようにすること。

子供たちが分からない友達に説明する際、自分が考えたことを言えばいいのではなく、分からない子供たちが困っていることに寄り添い、分からない子供に共感しつつ、分からない子供の考えに沿ってどうすればいいのかを具体的に説明することができること。

最後に算数に分かるとは、友達の話聞いて分かったと思えばいいのではなく、自分も同じように他の友達に説明できることで、分かったことになる。もしくは、似た問題に対して、友達の考えで実際に解くことができれば、分かったことになるということをクラスに言い続け理解させること。

抽象的な内容なのでよく分からない方もいらっしゃると思う。そこで、紙面の許す限り、これらの内容について例を挙げて説明する。

2 教師が心掛けるポイントの具体例

(1) 第5学年 混み具合の導入

第5学年では、混み具合や速さを学習する。そのとき「混み具合は、人数÷面積のこと。数が大きい方が込んでいる」「速さは、道のり÷時間のこと。数が大きい方が速い。」これらを教えて、混み具合や速さを求めることができるようにすることだけがこの学習の内容なのだろうか。

ガソリンのもちがよいのはどちらの車か。性能がいいコピー機はどちらかなど、新たな場面に出会ったときに、燃費や仕事の速さといった概念を見だし、実際に数量を求めるとともに、目的に応じて大きさを比べることができる力を育むことも求められているはずである。このような力を育むことが、中学校理科で密度や圧力といった概念の獲得にも役立ち、これからの社会で、このような新たな場面に出会ったときも、それらを解決する手掛かりを見いだすことができるようになると思えるからだ。

では、新たな場面に出会ったとき、このように異種の2つの量の割合として考えられるかどうか判断し、そのように判断できた場合に単位量当たりの大きさを用いて比べることができるようになるとはどういうことだろうか。

まずは、新たな場面が、異種の2つの量の割合として考えられる量で解決できる場面なのかどうかを判断することができることが求められる。

→次の場面を考えよう。「Aの部屋には5人いる。Bの部屋には6人いる。どちらの部屋が混んでいますか」

6人の方が人数が多いから混んでいると考える子供もいる。けれども6人の部屋の方が広ければ、もしかしたら5人の部屋の方が混んでいることも考えられると思う子供もいる。部屋が広いかなのではなく、1か所に集まっていれば混んでいると考える子供もいる。6畳の部屋にいたとして、6人なら1人1畳だけど、5人だと1人1畳にすると1畳余ると説明する子供もいる。

このように、場面について子供たちの経験などを発表させたり視覚化したりして共有しながら、混んでいるとは、人数だけでなく広さも関係することが理解され、人数と広さは比例することや、そのとき平均化することが前提となっていることなどが明らかにされる。

人数が同じ場合は広さが狭い方が混んでいることや、広さが同じ場合は人数が多い方が混んでいることなどが確認されていく。そして、人数や面積がそろって

先月紹介した、前田教授の言う「隠す・見えにくくする」に相当すると思いました。

いない場合の混み具合を比べるときは、人数や面積をそろえるとよいことや、単位量当たりの大きさを用いるといいことなども学んでいくことになる。

つまり、ここでの学習の内容は子供が分かる・できる対象は、単なる混み具合や速さの公式が分かり問題を解決することができるといった知識や技能だけなのではない。問題場面を考察して異種の2つの量の割合で考えてよいのかを判断し、そのような問題場面の場合に、単位量当たりの大きさという表現を用いて考察することができ、問題を解決することができるといった思考力、判断力、表現力等に関わることも含まれている。どちらかというところちに力点を置くことが求められているのである。

つまり授業で子供たちが、隣の席の分からない子供に、「この場面は速さの場面だから『道のり÷時間』を計算して速さを求めればいいんだよ」と教えてあげるこのみが協働的に問題解決していることなのではない。速さということを学習する前の段階で、混み具合の学習を思い出し、「この場面はどういう量に関係するのか考えよう。時間が短い方が速いけれど、時間だけ考えてもだめだね。道のりも考慮に入れないとね」というふうに、分からない子供の考えに沿って、どうすればいいのかを具体的に説明できることを心がけたい。

(2) 第4学年 分数の足し算

「 $3/5L$ と $4/5L$ を合わせると何Lになるか」という問題である。授業のねらいは「 $3/5+4/5$ の計算の仕方を考えよう」である。

そのとき、ある子供が図1のような図をかいて、 $7/10L$ と答えを出した。

この子供に対して、どのように説明するのがよいだろうか。

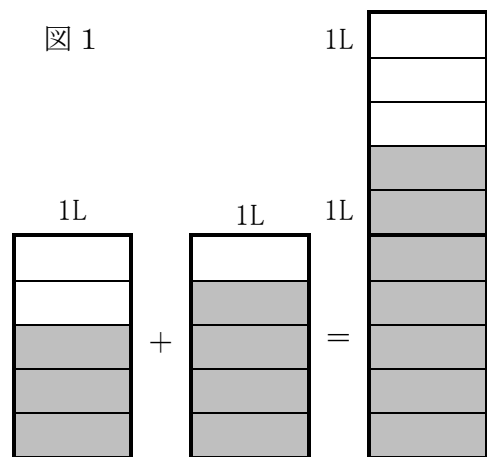
よくあるのが「 $3/5L$ と $4/5L$ を合わせたら、 $1L$ を超えるはずだから、 $7/10L$ は違うよ」と結果の見通しを基に教えてあげる子供である。この図をかいた子供だってそのことは分かっている場合もある。

けれども自分のかいたこの図を見て

$7/10L$ だと見えるからそう思っている

のである。この子供にほしい説明は、

「 $7/10L$ と見えるけれど、このときの全体は $2L$ になっているよ。何Lですかと聞かれているので、 $1L$ をもとにして何等分になっているのかを考える必要があるよ。このひとつ一つの小さな長方形は、 $1L$ をもとにするから $1/5L$ になっているでしょう。それが7つあるから、 $7/5L$ になるでしょう」と分からない子供を大切に、何につまずいているのかについて、算数の本質に沿って理解し、それに寄り添って教えてあげる必要がある。



ているのかについて、算数の本質に沿って理解し、それに寄り添って教えてあげる必要がある。

これを「あなたの考えは違います。1/5 をもとに考えないといけないので $7/5$ です」というように相手のつまずいていることに寄り添わない説明をされると、ときには、聞いている子供の心は閉ざされ、正しい説明をされているにもかかわらず伝わっていかないことがあるのだ。

(3) 第5学年 小数のわり算

「2.2mのリボンを0.5mずつ切りました。0.5mのリボンは何本できて何m余りますか」という問題である。小数のわり算で余りの大きさを扱うのが初めてなので、授業のねらいは「余りの大きさを考えて説明しよう」となった。

このとき、「筆算を書いて $2.2 \div 0.5 = 4$ 余り 2」として、余りが2であると思っている子供がいる。個人で解決した後、グループで友達の考えを伝え合おうという場面で、その子供のグループの別の子供が図2をかいて次のように説明した。「割られる数と割る数に10をかけたのだから、余りは10で割るんだよ」

図 2

2.2	÷	0.5	=	4	あまり	0.2
↓ × 10		↓ × 10			↑ ÷ 10	
22	÷	5	=	4	あまり	2

余りを2と書いていた子供はその説明を聞いてさっと自分のノートに書いた余りを0.2に修正した。このとき修正した子供は、自分の余りが間違っていることに気付き自分の余りを修正したに過ぎないのだ。友達の考えを理解したかどうかなのではない。余りが自分の考えと違って0.2だったことのみに着目して修正したに過ぎなかったのだ。確かにこの説明は正しい。けれどもそのことを初めて聞いた子供は、「なぜ余りを10で割るのか。割る数と割られる数をそれぞれ10倍したのだから、100で割ってもいいのではないか」などと質問するわけでもなかったのだ。

学級全体での話合いでも「余りが2だと2m余ることになるので0.5mのリボンをさらに取ることができるからおかしい」という説明をする子供がいた。「わり算は余りは割る数より小さくならなければならない」ということを第3学年で学習してきているので、子供たちは「確かに」と口々に言う。

けれどもこの説明は「余りが2だとおかしい」ことを説明しているに過ぎない。「余りが0.2になること」の説明ではないのだ。本時は、算数の学習で、余りが2なのか0.2なのかについて考えるのはディベートを行う時間ではない。余りが2だとおかしいことを伝えても余りが0.2になることを他の子供たちは理解できないからだ。

この場面で子供たちに共有したいのは、余りは確かに0.2になるという実感である。実際にリボンを切って確かめるのもいい。2.2mを22マスでテープ図にかいて、0.5mずつ(5マスずつ)取っていくことを学級全体で共有するのもいい。目で見える形で余りが0.2mになることを実感できるようにすることが、大切なのだ。この授業では、授業者は、テープ図を全員に渡し、隣同士でなぜ余りが0.2mになるのかについてお互いに説明し合うことを通して、余りが0.2になることを確認させた。

このように、分からない子供でも分かる図を全員に渡すことで、抽象的な説明で分からない子供に説明するよりも、具体的に説明する方が分かりやすいということを、説明する子供たちに理解させることも大切なことである。

初等教育資料8月号では、この後に「次のページ以降で紹介する事例は、子供たちが協働的に問題解決することができるように、少しずつ変えていこうとしている段階の授業の様子である。参考になれば幸いである。」と続きます。

紙面の都合で、この実践例については省略しますが、次ページ以降でこの実践について笠井調査官が価値付けをした記述を紹介しておきます。

「この実践に学ぶ」 笠井健一

「既に実践している」と思われる方も多いのではないかと思います。学校の研究体制や自分の授業を振り返りながら読んでいただくと幸いです。

坪松先生の授業を含め学級の様子について校長先生に尋ねると、「なぜか坪松先生にクラスをもってもらおうと子供たちがしっとりするんです」とおっしゃられた。今回、坪松先生の授業を取り上げたのは、日本全国でどこにでもいる算数教育の実践研究を真摯に進めている教師であり、子供たち一人一人を大切にした授業を進めている教師だからである。

坪松先生のような授業をされる教師は日本中にいるが、各都道府県の中に何十人もいるというわけではないだろう。つまり多くの教師の身近にいるとは限らない。

算数でいい授業がしたい。そう思う教師は多い。そのためには、いい授業をする教師の授業を見るのが一番である。

先日、東京都武蔵野市のある教師が次のように話された。「市の教育研究会で〇〇小学校の算数の授業を見たら、こういう授業をすればいいんだということがよく分かりました。私は体育が専門で研究を進めてきましたが、算数も頑張りたくなりました」。その数か月後お会いしたとき、「実際に、子供たちと楽しく算数の授業をすることができるようになってきました」と。うれしいことである。

今、どんどん若い教師が増えてきている。算数の研究授業も若い教師にさせればいいと思っていられる方も多い。もちろん研究授業をすることで若い教師が成長し自信を付けるのでそれも必要ではある。けれども、研究授業が研究授業をした教師のためだけでなく、参観した教師のためにもあるのだとしたら、素晴らしい教師の授業を見て学ぶことも大切である。

素晴らしい教師だっていつでも百点満点の授業ができるわけではない。そこで、うまくいかなかったことはどのようにしたらいいのかを話し合い、うまくいったのはどういう指導があったからなのかを共有し、参観者が明日からの授業で生かせるものにした。

紙面では授業そのものを伝えることはできない。そこで、ビデオで録画したものを授業記録に起こしたものを基に、この授業のよい点を紙面の許す限り振り返る。

○教師はできるだけ説明しないこと

ある子供の考えが発表された後、「その通りだ」と上から目線で評価するのではなく、また、その子供の考えをもう一度説明し直すのでもなく、「そのことについてみんなはどう思うのか」といった質問をする。友達の考えが正しいかどうかを判断するのは子供たちに任せるのである。教師は子供同士の考えをつなぐためにいる。

教師と子供は縦の関係ではなく横の関係なのだ。教師が間違えたことを子供たちが指摘する場面があった。このとき素直に教師は間違いを認めている。このことにも表れている。

○友達の考えに関心をもたせること

子供たち同士をつなげようとしていることである。具体的には、ある子供の発言の後「伝わった？」と繰り返し聞いている。「伝わったかどうか隣同士確認し合ってみよう」というようなこともされている。

○全員が理解しながら学習を進めること

「全員起立。友達の考えを聞いて理解したと思ったら座りましょう」といった場面もある。理解できなかった子供たちは、隣の子供たちに「どういうこと？」と積極的に話しかけて理解しようとする。またそれでも分からない子供たちのために、別の子供たちが自ら説明を買って出る場面もある。

○ワークシートを工夫する

本時で扱った問題は、算数パズルでもよく紹介されてきた有名な問題である。平成 27 年度全国学力・学習状況調査の問題（算数 B 大問 5）にもなっている。

2 つの長方形に分けて、それぞれの対角線の交点を結ぶ直線で切るといいという答えも有名である。

けれども、パズルになっていることから分かるように、子供たちがその答えにたどり着くのは容易ではない。とすると、うまく思いついた子供はいいが、他の子供はその考えを聞いて分かるだけの授業になってしまう。

坪松先生は、そこを改善しようと、L 字型の図形に方眼を入れたワークシートを用意し、子供たち全員に配付した。それにより計算で見付けたり、確かめたりすることができるようになったのだ。第 5 学年で平行四辺形や三角形の面積を求めるときに多くの教師が方眼を入れた図形を見せるのと同じである。

○授業を反省し次に生かすこと

授業の後半、子供たちと教師の思いがすれ違っている場面があった。教師は他の線の引き方について発表してほしいと思っていたようだが、子供たちは、この線の引き方が正しいことの別の説明をしようとしている場面である。

筑波大学附属小学校を退官された田中博史氏は「小刻みな問い」を明確にしておくとよいということをいろいろなときに述べておられる。つまり、「他の線はないか」「他の説明はないか」など、途中の問いを板書しておくとよかったのではないかと
思う。

坪松先生は、第 1 時を終えた後、授業を振り返り、子供たちのノートを見返したり、子供と教師のやりとりを思い出したりしながら、もっとこうすればよかったと思うことをまとめられた。そしてそのことをもとに第 2 時に臨まれた。日々の授業について振り返り、少しでもいい授業をしようとする。そのことが素晴らしい。

小規模校では難しいが、研究授業をした後、授業協議会で出た意見をもとに、隣のクラスでもう一度授業される学校がある。学んだことをすぐに生かすためだ。授業中、個人個人で解決したことを共有し学び合った後に、子供が適用問題を解決する際に、実際に学んだことを生かすことが大切であることと同じである。

7 その他

資料 B

(1) 浜田市スクールガイドライン

小中学校等での GIGA スクール構想に関連するタブレット端末、アカウント、セキュリティなどについて、適切な運用が図られるように各学校へ学校用、保護者用、児童生徒用ガイドライン及び通知を行っています。各学校は、このガイドライン及び通知にしたがいタブレット端末をはじめとした ICT 機器を活用した教育活動を推進してください。

なお、GIGA スクール構想の推進は、児童生徒が家庭においてもコンピュータ等の ICT を適切に活用することで、学校の学びを生活とシームレスに結びつけることを最終的な目的の一つとしています。そのため、ICT 環境がまだ整っていない家庭において、タブレット端末を持ち帰らせることの詳細についても、今後、浜田市立小中学校等に通う児童生徒の各家庭における通信環境の状況を確認しながら推進を図っていきます。



これらの通知は、「HAMA ぽ」の「教育用端末の利用に係る年間計画」に掲載していますので、こちらをご覧ください。

掲載場所は

HAMA ぽ > 教育委員会に関する項目 > 12_パソコン > 02_教育用パソコン関係 >
学校 ICT 化に係る各種通知、貸付要綱、マニュアル等 > 教育用端末に係る年間計画

主たる通知やマニュアルは以下のとおりです。

- 端末貸付依頼所見同意書
- 家庭等への端末持ち帰り
- 端末破損時の取り扱いについて
- 指導者用タブレット端末初期設定マニュアル
- Teams のチーム名の命名ルール
- OneDrive へのデータ移行方法について

※ 中学校 3 年生及び小学校 6 年生の進学に際する新しい端末へ旧端末に保存していたデータを移行するための方法について説明があります。進学前に指導をお願いします。

また、「教育用端末に係る年間計画」の「端末との出会いの場 各種資料」には

- 出会いの場説明用パワーポイント資料
 - 児童生徒用タブレット端末使用ルール
- も掲載していますので、参考にしてください

(2) 年度初め、年度末をはじめとした端末利用に係る年間計画



前ページにおいて、「教育用端末利用に係る年間計画」の掲載場所を紹介しました。ここに記載している内容を参考にしていくと、旧年度末及び新年度当初をはじめとして、年間を通じて随時実施すべきことや通知、マニュアルを確認することができます。また、実施した研修動画を視聴することもできます。しかしながら、このページでは、資料へのリンクへアクセスすることはできません。アクセスする場合は、「HAMA ぽ」に保存している「教育用端末の利用に係る年間計画」により実施してください。掲載場所は HAMA ぽ>教育委員会に関する項目>12_パソコン関係>02_教育用パソコン関係>学校 ICT 化に係る各種通知、貸付要綱、マニュアル等>教育用端末の利用に係る年間計画」です。こちらからアクセスしてください。

教育用端末の利用に係る年間予定

年度		月	期間	内容	詳細	担当	
		資料へのリンクあり			令和4年9月20日 時点		
全般				これまでの学校への通知文、考え方やご質問(Q&A)について	これまでの学校への通知文 学校ICT Q&A	学校教育課	
指導者用端末設定				指導者用端末の設定について	令和3年度に導入したNEC端末を初めて使用する場合の初期設定です。 NEC端末 初期設定マニュアル 他人が使用していた指導者用端末を引き継いで使用する場合の初期設定です。また、引き継いだ端末の容量が不足した場合の対処マニュアルもあります。 端末引継 初期設定マニュアル	学校教育課 New 学校教育課 New	
研修動画				これまで研修動画の視聴	研修動画をYouTubeにアップしているため、 研修動画一覧(QRコード:URLあり)	学校教育課 New	
旧年度	3月	卒業式までに	小6・中3 教職員 端末データの移行	卒業生の端末を新入生用に再設定する際に、端末に保存されているデータを全て削除します。必要なデータがあれば卒業式までに家庭のUSBで抜き取るか、クラウドへ移行します。卒業した中3及び市外へ転出した教職員のMSアカウントは8月末日まで利用できます(その後はアカウント削除)。	移行方法①クラウドへデータを移行して自宅の端末等でダウンロードする 【任意】引き継ぎたいデータがある場合に行ってください 卒業式までにOneDrive(クラウド)へデータを移行して、半年以内に自宅の端末等でダウンロードします。	学校	
				移行方法②クラウドへデータを移行して中学校で貸与された端末でダウンロードする 【任意】引き継ぎたいデータがある場合に行ってください 卒業式までにOneDrive(クラウド)へデータを移行して、中学校卒業までOneDriveに保存して適宜閲覧するか、中学校で貸与された端末でダウンロードします。	上記、移行方法①又は②により移行してください		
				【任意】引き継ぎたいデータがある場合に行ってください 異動日までにOneDrive(クラウド)へデータを移行して、半年以内に自宅の端末等でダウンロードします。	OneDriveへのデータ移行・ダウンロードマニュアル(スライド)		
				卒業式までに端末及び付属品を学校が回収します。ACアダプタについては、新入生用端末の設定で使用しますので、充電保管庫に再配線する必要はありません。 市内転校の場合は、現在使用している端末・タッチペン・充電アダプタ・PCバッグ一式を本人とともに移動させてください			
				学校			
			小6・中3 端末の回収				
		年度末における端末・MSアカウントの考え方について					
				◆端末 ①児童生徒 卒業生…端末回収(新入生へ) 市外転出…端末回収(ICT支援員が引揚げ) 市内転校…端末一式を移動先の学校へ本人が移動	◆MSアカウント ①児童生徒 新小1年…新規発行 新小2～新中3年、市内転校者…継続(アカウントは変わりません) 中学校卒業生、市外転校者…その年の8月末日にアカウントを削除		
				②教職員 市外転出…端末回収(後任者へ) 市内転補…端末回収(転任先の端末を使用)	②教職員 新転入(市外→浜田市)…新規発行 異動非該当者、市内転補…継続(アカウントは変わりません) 市外へ転出、退職者…その年の8月末日にアカウントを削除		
				異動日までに	教職員 端末の回収	異動日までに端末及び付属品を学校へ返却します。(市内転補の場合も返却し、転任先の端末を使用します) 新たに着任された先生はどの端末を使っていたとしても構いません。	学校
		3月上旬 ～3月末日までに	教職員向け 端末活用状況アンケート(Web調査)	指導者用タブレット端末を使用している職員を対象とした活用状況アンケートを実施します。	学校教育課 学校		
		～新学期までに	小1 MSアカウントの発行	学校教育課で発行し、全校へお知らせします。 端末設定により全てのデータが削除されます。設定は全てICT支援員が行いますので、データの削除など学校で対応していただくことは何もありません。そのまま置いておいてください。	学校教育課		
		卒業式後 ～新学期までに	新入生用端末の設定	卒業生の端末を新入生用に再設定します。端末は校内で回し、過不足がある場合は市教委へ回収、又は他校から補充します。 (小学校)小6 → 小1 (中学校)中3 → 中1	学校教育課		
		終業式後 ～3月末日までに	Teams既存チーム名の変更	年度末時点の既存チーム名を市教委で統一します。 対象は「学校名」が含まれたチームのみです。それ以外はルールに沿って個別修正をお願いします。 Teams チーム名の命名ルールはこちら	学校教育課		

				LEMAS_名前名の別名ルニルは、ちち			
新年度		終業式後 ~4/4までに	新学級の組・出席番号の入力	市教委から示す児童生徒一覧(Excel)に、「組」「出席番号」「担任氏名」を入力します。		学校	
		順次	MSアカウント一覧(児童生徒)	市教委から児童生徒のMSアカウント一覧を提供します。なお、教職員分は提供しません。		学校教育課	
		順次	指導者用端末の設定(異動者)	市内転補、市外からの異動した場合、学校に配備している指導者用端末を利用します。 初期設定はマニュアルから各自でお願いします。		学校	
		始業式後 すみやかに	Teams チームのメンバー更新	学校が入力した「組」「出席番号」「担任氏名」情報をもとに児童生徒の入れ替えを市教委で行います。 原則、既存チーム名を変更して学年を持ち上げる方法を取ります。新入生分は新規に学年チームを作成して児童生徒を追加します。		学校教育課	
	4月	入学式後 ~4/15までに	小1・中1 端末同意書の配布回収	入学した小1・中1について各種書類を配布し回収します。		家庭学習において、タブレットドリルのインストールを希望する場合に学校へ提出するものです。	
				保護者へ	保護者に配布する書類は以下の通りです。 ①端末貸付依頼書兼同意書 等一式 ②学習用端末等の貸与における修繕費の弁償について ③浜田市ホームページの「学校情報化」コーナーの設置について ④【R4新規】家庭学習でのタブレットドリルの利用に関する希望調査		学校
				学校回収	必ず全員分の ①端末貸付依頼書兼同意書の回収にご協力ください。回収した同意書は学校で保管します。		
				市教委提出	④家庭学習でのタブレットドリルの利用に関する希望調査票を市教委へ提出します。家庭にインターネット環境が整っていない児童生徒へ順次タブレットドリルをインストールします。		
	~出会いの場までに	端末付属品の確認	新入生に貸与する端末については学校教育課が過不足を調整しますが、PCバッグ、タッチペン、ACアダプタについて過不足があれば、学校教育課へ返却又は追加依頼をします。		学校		
	端末同意書の回収後	小1 端末との出会いの場	入学した小1には、必ず出会いの場を設定し、教育長動画の視聴や使い方の指導をします。		中1は不要です。		
1学期中		学習者用デジタル教科書の設定	令和4年度も文科省の実証事業である「学習者用デジタル教科書」に参加します。アカウントの発行については学校教育課で行いますが、ビューワーへのログイン等は学校で児童生徒へ指導します。		学校教育課		
			①アカウントの発行(学校にアカウント作成の通知が来たら学校教育課へ送付してください) ②児童生徒用端末へのビューワー(ブラウザ)のショートカット貼り付け、ログイン		学校		
8月末	すみやかに	不要なMSアカウントの削除	前年度に卒業した中3、市外へ転出した児童生徒及び教職員のアカウントを削除します。		学校教育課		
随時	長期休業前	充電保管庫へのACアダプタ取り外し	児童生徒数が多い学校を中心に、外部委託して取り外すことを検討しています。		学校教育課		
			ACアダプタ取り外し・再配線に係る日程調整				
	長期休業明け	充電保管庫へのACアダプタ再配線	児童生徒数が多い学校を中心に、外部委託して再配線することを検討しています。		学校教育課		
			ACアダプタ取り外し・再配線に係る日程調整				
	長期休業前	端末持ち帰り 保護者通知	端末持ち帰りにおける保護者通知です。		学校教育課		
			端末持ち帰り保護者通知_令和4年夏季休業				
	故障紛失	すみやかに	端末等の故障・紛失の届	紛失・故障が発生した場合は以下の通り対応をお願いします。		学校	
				校内で発生	学校教育課に一報を入れてください。手続きを指示します。		
	家庭で発生	以下の様式を保護者へ渡し発生状況の記入を依頼します。記入したものを学校教育課へ提出します。		学習者用端末等破損・紛失等届出			
		市外へ転出	すみやかに	市外への転出 端末の回収	転出までに端末及び付属品を学校が回収します。回収したものはICT支援員に依頼して、学校教育課まで返却します。		学校
市内で転校	すみやかに	市内での転校	市内転校は、本人が端末を及び付属品をもって移動します。		学校		
市外から転入	すみやかに	市外からの転入生 MSアカウントの発行	学校教育課で発行します。		学校教育課		
			市外からの転入生 端末同意書の配布回収	市外からの転入生へ小1・中1について各種書類を配布・回収します。		学校	
保護者へ	保護者に配布する書類は以下の通りです。 ①端末貸付依頼書兼同意書 等一式 ②学習用端末等の貸与における修繕費の弁償について ③浜田市ホームページの「学校情報化」コーナーの設置について ④【R4新規】家庭学習でのタブレットドリルの利用に関する希望調査						
学校回収	必ず全員分の ①端末貸付依頼書兼同意書の回収にご協力ください。回収した同意書は学校で保管します。						
市教委提出	④家庭学習でのタブレットドリルの利用に関する希望調査票を市教委へ提出します。家庭にインターネット環境が整っていない児童生徒へ順次タブレットドリルをインストールします。						

虐待の淵を生き抜いて

～人にも自分にもあたらない社会をめざして～

講師

島田 妙子 さん

- (一財) 児童虐待防止機構オレンジCAPO 理事長
- (株) イージェット 代表取締役会長
- 兵庫県児童虐待等対応専門アドバイザー
- (一社) 日本アンガーマネジメント協会認定
アンガーマネジメントファシリテーター
アンガーマネジメント叱り方トレーナー など

1972年 神戸市北区生まれ。

4歳の頃、両親の離婚で兄二人と児童養護施設に入所。7歳の時、父の再婚で家庭に復帰したが、継母と実父による壮絶な虐待が始まり、何度も命を落としかけた。

2010年末、心の支えであった次兄が白血病で他界。これを転機に兄の思いを引き継ぎ、本当の意味での「児童虐待の予防」にむけての自叙伝を執筆するとともに、「大人の心を助ける」講演活動を積極的に行っている。

「虐待」だけでなく、「命」「愛」「子育て」「障がい」「介護」の幅広い内容により、講演活動中。

また、その活動は新聞やメディアに多数取り上げられ、実体験を基にした話には「体験したからこそ伝えることができる」と定評を得ている。



日時

2022年11月19日 (土)

13:30～15:30

会場

浜田市三隅中央会館

(浜田市三隅町古市場589)

申込

浜田市教育委員会三隅分室または三隅地域各まちづくりセンターへお申し込みください。(二次元コードからもお申し込みできます) 詳しくは、チラシ裏面をご覧ください。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、開催方法等変更になる場合があります。

主催：三隅地域人権・同和教育推進協議会/浜田市/浜田市教育委員会

三隅地域 人権を考える集い 参加申込書

- ◆新型コロナウイルス感染症予防対策のため、事前予約制とします。
- ◆入場の際には、体温測定と手指消毒のほか、マスク着用など感染予防対策にご協力ください。また、発熱(37.5度以上)や咳など風邪のような症状がある方の入場はご遠慮ください。
- ◆記入いただいた個人情報は、新型コロナウイルス感染症発症の疑いが生じた場合に、保健所や医療機関への情報提供や、濃厚接触者と疑われる場合の連絡に使用します。これらの目的以外に使用することはありません。

お名前	連絡先(電話番号)

申 込 方 法

★次の①～③のいずれかの方法で、お申し込みください。

①浜田市教育委員会三隅分室へ電話またはFAXにより申し込む

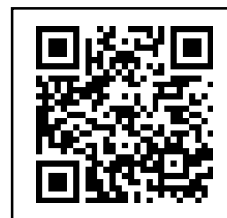
電話(0855)32-2812 FAX(0855)32-3170

②お近くの三隅地域内まちづくりセンターへ申し込む

岡見 32-2298 三保 32-0314 白砂 32-1288

三隅 32-0500 黒沢 35-1509 井野 34-0007

③右の二次元コードにアクセスして申し込む



★参加申し込み締切

令和4年11月11日(金)